

四 半 期 報 告 書

(第137期第2四半期)

自 2018年7月1日
至 2018年9月30日

株式会社 岩手銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
3 【経営上の重要な契約等】	9
第3 【提出会社の状況】	10
1 【株式等の状況】	10
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【中間連結財務諸表】	15
2 【その他】	45
3 【中間財務諸表】	46
4 【その他】	57
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	58

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年11月22日

【四半期会計期間】 第137期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日)

【会社名】 株式会社岩手銀行

【英訳名】 The Bank of Iwate, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 田 口 幸 雄

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

【電話番号】 盛岡(019)623局1111番

【事務連絡者氏名】 常務取締役総合企画部長 佐々木 泰 司

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号
株式会社岩手銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3241局4312番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 工 藤 秀 悦

【縦覧に供する場所】 株式会社岩手銀行東京営業部
(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2016年度中間連結会計期間	2017年度中間連結会計期間	2018年度中間連結会計期間	2016年度	2017年度
		(自2016年4月1日至2016年9月30日)	(自2017年4月1日至2017年9月30日)	(自2018年4月1日至2018年9月30日)	(自2016年4月1日至2017年3月31日)	(自2017年4月1日至2018年3月31日)
連結経常収益	百万円	23,833	23,059	25,153	45,867	47,168
連結経常利益	百万円	3,955	4,068	3,011	7,916	8,283
親会社株主に 帰属する中間純利益	百万円	7,625	2,748	2,286	—	—
親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	—	—	—	10,152	5,523
連結中間包括利益	百万円	5,600	4,806	182	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	5,147	6,158
連結純資産額	百万円	199,370	202,647	202,976	198,288	203,378
連結総資産額	百万円	3,292,131	3,348,396	3,358,887	3,552,478	3,556,832
1株当たり純資産額	円	11,135.54	11,306.22	11,317.98	11,075.21	11,346.27
1株当たり中間純利益	円	426.66	153.70	127.65	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	567.99	308.69
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	383.00	137.89	118.93	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	509.81	276.91
自己資本比率	%	6.0	6.0	6.0	5.5	5.7
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△262,878	△299,955	△274,487	120,621	△56,002
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△14,351	△50,623	△58,458	△34,825	39,533
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△866	△732	△11,930	△11,745	△1,598
現金及び現金同等物の 中間期末（期末）残高	百万円	74,421	75,287	63,670	426,580	408,526
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,668 [530]	1,669 [526]	1,632 [504]	1,603 [525]	1,596 [520]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第135期中	第136期中	第137期中	第135期	第136期
決算年月		2016年9月	2017年9月	2018年9月	2017年3月	2018年3月
経常収益	百万円	21,725	20,617	22,886	41,485	41,954
経常利益	百万円	3,718	4,020	3,341	7,507	8,017
中間純利益	百万円	3,196	2,792	2,745	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,618	5,474
資本金	百万円	12,089	12,089	12,089	12,089	12,089
発行済株式総数	千株	18,497	18,497	18,497	18,497	18,497
純資産額	百万円	194,713	197,931	198,229	193,923	198,405
総資産額	百万円	3,289,182	3,345,620	3,356,507	3,549,926	3,554,548
預金残高	百万円	2,849,555	2,888,221	2,909,708	3,056,146	3,080,151
貸出金残高	百万円	1,719,623	1,683,993	1,765,685	1,706,665	1,755,954
有価証券残高	百万円	1,336,069	1,397,409	1,354,138	1,347,074	1,301,577
1株当たり配当額	円	35.00	35.00	35.00	70.00	70.00
自己資本比率	%	5.9	5.9	5.8	5.4	5.5
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,523 [488]	1,528 [503]	1,495 [480]	1,461 [485]	1,463 [497]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

2018年上期の国内経済につきましては、輸出の増勢鈍化などから生産活動にややかげりがみられたものの、雇用・所得環境の改善から個人消費が持ち直しの動きとなり、企業の良好な収益環境を背景に設備投資も増加するなど、全体では緩やかな回復の動きが継続する展開となりました。

この間の主な需要項目の動きをみますと、個人消費は、自動車や家電などの耐久消費財が増加しており、設備投資も人手不足を背景とした省力化投資や東京オリンピック関連の活発な需要を背景に伸びております。一方で、住宅投資は、主力の貸家と持家のマイナス傾向が続いており全体では弱含みとなりました。なお、公共投資は前期と同水準に留まっております。

当行が主たる営業基盤とする岩手県の経済につきましては、公共投資は高水準ながらも復興道路工事など大型工事の反動からマイナス基調となり、個人消費は持ち直しの動きにやや足踏み感がみられました。一方、生産活動は輸送機械や食料品が堅調な生産となったことから緩やかに持ち直しの動きとなり、住宅投資も主力の持家を中心に増加し、雇用情勢も改善が続くなど、全体として引き続き緩やかな回復の動きとなりました。

このような金融経済環境にありまして、当第2四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績は次のとおりとなりました。

預金等（譲渡性預金を含む）は、公金預金の減少を主因として前連結会計年度末比2,610億円減少し3兆190億円となりました。

貸出金は、地方公共団体向け貸出が減少したものの、個人向け貸出及び法人向け貸出が増加したことなどから、前連結会計年度末比93億円増加し1兆7,620億円となりました。

有価証券は、短期社債等の残高が増加したことなどにより、前連結会計年度末比526億円増加し1兆3,515億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、資金運用収益や役員取引等収益が増加したことに加えて、政策保有株式の売却益などによりその他経常収益が増加したことから、前第2四半期連結累計期間比20億94百万円増の251億53百万円となりました。

経常費用は、営業経費が減少したものの、大口与信先に対する貸倒引当金繰入などによりその他経常費用が増加したことから、前第2四半期連結累計期間比31億51百万円増の221億41百万円となりました。

この結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比10億57百万円減の30億11百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する中間純利益は、同4億62百万円減の22億86百万円となりました。

セグメント別の経営成績につきましては、銀行業での経常収益は前第2四半期連結累計期間比22億67百万円増の228億85百万円、セグメント利益は同6億79百万円減の33億42百万円となりました。

リース業での経常収益は前第2四半期連結累計期間比82百万円減の21億46百万円、セグメント損失は同1億73百万円損失が増加し、2億43百万円となりました。

その他の業務での経常収益は前第2四半期連結累計期間比6百万円減の7億49百万円、セグメント利益は同14百万円増の1億44百万円となりました。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントとして記載する事業セグメントを変更しており、当第2四半期連結累計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

① 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、有価証券利息配当金が増加したことなどにより、前第2四半期連結累計期間比1億48百万円増の152億22百万円となりました。内訳を見ますと、国内業務部門が前第2四半期連結累計期間比38百万円増の146億2百万円、国際業務部門が同1億10百万円増の6億19百万円となりました。

役員取引等収支は、預り資産関連手数料が増加したことなどにより、前第2四半期連結累計期間比2億5百万円増の26億47百万円となりました。

その他業務収支は、外国為替売買損の増加などにより、前第2四半期連結累計期間比63百万円減の△13百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	14,564	509	15,074
	当第2四半期連結累計期間	14,602	619	15,222
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	15,123	607	15,714
	当第2四半期連結累計期間	15,115	777	15,874
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	559	97	640
	当第2四半期連結累計期間	512	158	651
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,432	10	2,442
	当第2四半期連結累計期間	2,641	5	2,647
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,980	16	3,996
	当第2四半期連結累計期間	4,237	15	4,253
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,548	5	1,553
	当第2四半期連結累計期間	1,595	10	1,605
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	93	△42	50
	当第2四半期連結累計期間	155	△169	△13
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	2,225	—	2,225
	当第2四半期連結累計期間	2,201	—	2,201
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	2,132	42	2,175
	当第2四半期連結累計期間	2,046	169	2,215

(注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間1百万円)を控除して表示しております。

3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

② 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、預り資産関連手数料の増加を主因として、前第2四半期連結累計期間比2億57百万円増の42億53百万円となりました。内訳を見ますと、国内業務部門が前第2四半期連結累計期間比2億57百万円増の42億37百万円、国際業務部門が同1百万円減の15百万円となりました。

役務取引等費用は、前第2四半期連結累計期間比52百万円増の16億5百万円となりました。内訳を見ますと、国内業務部門が前第2四半期連結累計期間比47百万円増の15億95百万円、国際業務部門が同5百万円増の10百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,980	16	3,996
	当第2四半期連結累計期間	4,237	15	4,253
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	668	—	668
	当第2四半期連結累計期間	683	—	683
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,124	15	1,139
	当第2四半期連結累計期間	1,223	15	1,239
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	535	—	535
	当第2四半期連結累計期間	661	—	661
うち証券関係業務	前第2四半期連結累計期間	252	—	252
	当第2四半期連結累計期間	229	—	229
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	9	—	9
	当第2四半期連結累計期間	9	—	9
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	235	0	236
	当第2四半期連結累計期間	222	0	223
うちクレジットカード業務	前第2四半期連結累計期間	449	—	449
	当第2四半期連結累計期間	473	—	473
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,548	5	1,553
	当第2四半期連結累計期間	1,595	10	1,605
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	172	4	177
	当第2四半期連結累計期間	168	4	173

(注) 国際業務部門には、当行の外国為替業務等に関する収益、費用を計上しております。

③ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,881,755	3,144	2,884,899
	当第2四半期連結会計期間	2,901,949	4,375	2,906,325
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,705,142	—	1,705,142
	当第2四半期連結会計期間	1,765,490	—	1,765,490
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,164,672	—	1,164,672
	当第2四半期連結会計期間	1,118,370	—	1,118,370
うちその他	前第2四半期連結会計期間	11,940	3,144	15,085
	当第2四半期連結会計期間	18,089	4,375	22,465
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	151,329	—	151,329
	当第2四半期連結会計期間	112,719	—	112,719
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,033,084	3,144	3,036,229
	当第2四半期連結会計期間	3,014,669	4,375	3,019,045

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

④ 国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,681,443	100.00	1,762,007	100.00
製造業	179,503	10.68	173,986	9.87
農業、林業	7,591	0.45	8,217	0.47
漁業	1,421	0.08	1,593	0.09
鉱業、採石業、砂利採取業	2,736	0.16	2,633	0.15
建設業	48,383	2.88	53,647	3.04
電気・ガス・熱供給・水道業	68,155	4.05	75,512	4.29
情報通信業	14,528	0.86	13,551	0.77
運輸業、郵便業	33,040	1.97	32,454	1.84
卸売業、小売業	154,760	9.20	153,371	8.70
金融業、保険業	123,245	7.33	151,116	8.58
不動産業、物品賃貸業	176,533	10.50	177,370	10.07
各種サービス業	112,793	6.71	130,352	7.40
地方公共団体	367,677	21.87	379,520	21.54
その他	391,071	23.26	408,679	23.19
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,681,443	—	1,762,007	—

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結累計期間は2,999億55百万円のマイナスでしたが、当第2四半期連結累計期間も2,744億87百万円のマイナスとなりました。これは、前期間、当期間ともに、預金及び譲渡性預金が増加したことなどにより資金が増加したことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結累計期間は506億23百万円のマイナスでしたが、当第2四半期連結累計期間も584億58百万円のマイナスとなりました。これは、前期間、当期間ともに、有価証券運用において、取得による支出が、売却・償還による収入を上回ったことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前第2四半期連結累計期間は7億32百万円のマイナスでしたが、当第2四半期連結累計期間も119億30百万円のマイナスとなりました。これは、当期間において、配当金の支払等のほかに「2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の償還を行ったことによるものであります。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高は、同期間中、3,448億56百万円減少し、636億70百万円となりました。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2018年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	12.25
2. 連結における自己資本の額	1,683
3. リスク・アセットの額	13,738
4. 連結総所要自己資本額	549

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2018年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	11.88
2. 単体における自己資本の額	1,619
3. リスク・アセットの額	13,631
4. 単体総所要自己資本額	545

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のもに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2017年9月30日	2018年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63	85
危険債権	225	200
要管理債権	76	86
正常債権	16,591	17,400

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,450,000
計	49,450,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2018年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2018年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,497,786	同 左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	18,497,786	同 左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、2018年11月1日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2018年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）7名
新株予約権の数※	102個（注1）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数※	普通株式 10,200株（注2）
新株予約権の行使時の払込金額※	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間※	2018年7月26日～2048年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 4,439円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件※	（注3）
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注4）

※ 新株予約権証券の発行時（2018年7月25日）における内容を記載しております。

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行

われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使するものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記（注4）に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注2）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記

- (3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記（注3）に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

再編対象会社は、以下の①、②、③、④または⑤の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合）は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

① 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 再編対象会社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

③ 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

④ 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象

会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年9月30日	—	18,497	—	12,089	—	4,811

(5) 【大株主の状況】

2018年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	961,200	5.36
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	884,000	4.93
岩手県企業局	盛岡市内丸11番1号	611,980	3.41
岩手県	盛岡市内丸10番1号	576,347	3.21
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	481,700	2.68
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	481,068	2.68
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	421,774	2.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	415,500	2.31
岩手銀行行員持株会	盛岡市中央通一丁目2番3号	314,928	1.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	309,900	1.72
計	—	5,458,397	30.46

(注) 1 当行は、自己株式582,207株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.14%)を保有しておりますが、上記には記載しておりません。

2 2018年7月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーが2018年7月5日現在で下記の株式を保有している旨が記載されておりますが、当行として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー	英国 ロンドン ダブリュー1 ジェイ 6 ティーエル、ブルトン ストリート1、タイム アンドライフ ビル5階	2,020,900	10.93

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2018年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 582,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,823,000	178,230	—
単元未満株式	普通株式 92,586	—	—
発行済株式総数	18,497,786	—	—
総株主の議決権	—	178,230	—

(注)「単元未満株式」の欄の普通株式には、当行所有の自己株式7株が含まれております。

② 【自己株式等】

2018年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社岩手銀行	盛岡市中央通一丁目 2番3号	582,200	—	582,200	3.14
計	—	582,200	—	582,200	3.14

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1999年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1977年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2018年4月1日 至2018年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2018年4月1日 至2018年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
現金預け金	408,997	64,682
コールローン及び買入手形	—	80,000
買入金銭債権	4,276	5,617
金銭の信託	7,982	12,993
有価証券	※1, ※2, ※8, ※11 1,298,807	※1, ※2, ※8, ※11 1,351,505
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,752,658	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,762,007
外国為替	※7 2,497	※7 2,987
その他資産	※8 60,027	※8 60,330
有形固定資産	※10 17,309	※10 17,158
無形固定資産	1,241	1,047
退職給付に係る資産	4,542	4,742
繰延税金資産	489	423
支払承諾見返	7,263	7,944
貸倒引当金	△9,261	△12,555
資産の部合計	3,556,832	3,358,887
負債の部		
預金	※8 3,076,774	※8 2,906,325
譲渡性預金	203,346	112,719
コールマネー及び売渡手形	2,337	80,000
債券貸借取引受入担保金	※8 4,133	※8 4,384
借入金	※8 13,602	※8 11,912
外国為替	7	0
新株予約権付社債	10,624	—
その他負債	21,949	20,709
役員賞与引当金	25	12
退職給付に係る負債	1,944	2,018
役員退職慰労引当金	18	17
睡眠預金払戻損失引当金	450	443
偶発損失引当金	226	219
繰延税金負債	10,748	9,201
支払承諾	7,263	7,944
負債の部合計	3,353,453	3,155,910
純資産の部		
資本金	12,089	12,089
資本剰余金	5,666	5,666
利益剰余金	151,236	152,889
自己株式	△2,988	△2,943
株主資本合計	166,004	167,701
その他有価証券評価差額金	41,696	38,970
繰延ヘッジ損益	△3,358	△2,879
退職給付に係る調整累計額	△1,167	△1,025
その他の包括利益累計額合計	37,170	35,066
新株予約権	203	208
純資産の部合計	203,378	202,976
負債及び純資産の部合計	3,556,832	3,358,887

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年 4月 1日 至 2017年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月 30日)
経常収益	23,059	25,153
資金運用収益	15,714	15,874
(うち貸出金利息)	8,907	8,799
(うち有価証券利息配当金)	6,789	7,040
役務取引等収益	3,996	4,253
その他業務収益	※1 2,225	※1 2,201
その他経常収益	※2 1,122	※2 2,824
経常費用	18,990	22,141
資金調達費用	641	653
(うち預金利息)	278	254
役務取引等費用	1,553	1,605
その他業務費用	※3 2,175	※3 2,215
営業経費	※4 14,249	※4 13,702
その他経常費用	※5 370	※5 3,965
経常利益	4,068	3,011
特別利益	47	19
固定資産処分益	47	19
特別損失	109	32
固定資産処分損	42	11
減損損失	※6 67	※6 21
税金等調整前中間純利益	4,007	2,997
法人税、住民税及び事業税	1,371	1,316
法人税等調整額	△109	△605
法人税等合計	1,262	711
中間純利益	2,745	2,286
非支配株主に帰属する中間純損失 (△)	△3	—
親会社株主に帰属する中間純利益	2,748	2,286

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
中間純利益	2,745	2,286
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,851	△2,725
繰延ヘッジ損益	△14	479
退職給付に係る調整額	224	141
その他の包括利益合計	2,061	△2,104
中間包括利益	4,806	182
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,809	182
非支配株主に係る中間包括利益	△3	—

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,089	5,502	146,965	△3,117	161,439
当中間期変動額					
剰余金の配当			△625		△625
親会社株主に帰属する中間純利益			2,748		2,748
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			△0	0	0
連結子会社の保有する親会社株式の売却		5		124	130
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		158			158
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	164	2,122	123	2,410
当中間期末残高	12,089	5,666	149,087	△2,993	163,850

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	41,417	△3,355	△1,530	36,532	156	159	198,288
当中間期変動額							
剰余金の配当							△625
親会社株主に帰属する中間純利益							2,748
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							0
連結子会社の保有する親会社株式の売却							130
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							158
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,851	△14	224	2,061	46	△159	1,948
当中間期変動額合計	1,851	△14	224	2,061	46	△159	4,359
当中間期末残高	43,269	△3,369	△1,306	38,593	203	—	202,647

当中間連結会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,089	5,666	151,236	△2,988	166,004
当中間期変動額					
剰余金の配当			△626		△626
親会社株主に帰属する中間純利益			2,286		2,286
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分			△6	47	40
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	1,652	44	1,697
当中間期末残高	12,089	5,666	152,889	△2,943	167,701

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	41,696	△3,358	△1,167	37,170	203	203,378
当中間期変動額						
剰余金の配当						△626
親会社株主に帰属する中間純利益						2,286
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						40
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,725	479	141	△2,104	5	△2,099
当中間期変動額合計	△2,725	479	141	△2,104	5	△401
当中間期末残高	38,970	△2,879	△1,025	35,066	208	202,976

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,007	2,997
減価償却費	1,054	948
減損損失	67	21
貸倒引当金の増減(△)	120	3,293
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	△46	△7
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△12	△12
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	165	1
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	130	76
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△3	△1
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△19	△7
資金運用収益	△15,714	△15,874
資金調達費用	641	653
有価証券関係損益(△)	△439	△2,281
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△30	△11
為替差損益(△は益)	△168	△1,410
固定資産処分損益(△は益)	△5	△7
貸出金の純増(△)減	23,306	△9,348
預金の純増減(△)	△168,014	△170,449
譲渡性預金の純増減(△)	△67,155	△90,626
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△20	△1,689
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	81	△541
コールローン等の純増(△)減	△109,664	△81,340
コールマネー等の純増減(△)	28,517	77,662
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	3,437	250
外国為替(資産)の純増(△)減	△107	△490
外国為替(負債)の純増減(△)	△18	△6
資金運用による収入	16,015	16,351
資金調達による支出	△678	△679
その他	△15,343	269
小計	△299,897	△272,259
法人税等の支払額	△692	△2,247
法人税等の還付額	634	20
営業活動によるキャッシュ・フロー	△299,955	△274,487
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△495,624	△393,981
有価証券の売却による収入	32,302	9,860
有価証券の償還による収入	416,699	331,353
金銭の信託の増加による支出	△3,000	△5,000
有形固定資産の取得による支出	△996	△592
有形固定資産の売却による収入	75	30
有形固定資産の除却による支出	△25	△11
無形固定資産の取得による支出	△54	△55
資産除去債務の履行による支出	—	△62
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,623	△58,458

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	—	△11,054
リース債務の返済による支出	△242	△247
自己株式の取得による支出	△1	△2
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△625	△626
非支配株主への配当金の支払額	△0	—
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△1	—
子会社の所有する親会社株式の売却による収入	138	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△732	△11,930
現金及び現金同等物に係る換算差額	18	21
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△351,293	△344,856
現金及び現金同等物の期首残高	426,580	408,526
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 75,287	※1 63,670

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 4社

会社名

いわぎんビジネスサービス株式会社

いわぎんリース・データ株式会社

株式会社いわぎんディーシーカード

株式会社いわぎんクレジットサービス

(2) 非連結子会社 1社

会社名

いわぎん農業法人投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

いわぎん農業法人投資事業有限責任組合

(2) 持分法非適用の関連会社 2社

会社名

いわぎん事業創造キャピタル株式会社

岩手新事業創造ファンド1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は9月末日であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～30年
その他	2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

② 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

③ 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、事業年度において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
株式	20百万円	20百万円
出資金	916百万円	925百万円

※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
87,000百万円	84,100百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
破綻先債権額	852百万円	3,578百万円
延滞債権額	29,344百万円	25,583百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	26百万円	21百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
貸出条件緩和債権額	7,695百万円	8,610百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
合計額	37,918百万円	37,793百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
4,781百万円	3,265百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	102,352百万円	102,266百万円
その他資産	70百万円	70百万円
計	102,423百万円	102,337百万円

担保資産に対応する債務

預金	42,481百万円	4,776百万円
債券貸借取引受入担保金	4,133百万円	4,384百万円
借入金	13,162百万円	11,652百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
有価証券	1,505百万円	—百万円
その他資産	34,224百万円	35,003百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
金融商品等差入担保金	8,370百万円	7,460百万円
保証金	90百万円	93百万円
敷金	192百万円	166百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
融資未実行残高	707,700百万円	714,321百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	673,026百万円	679,877百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
減価償却累計額	37,155百万円	37,399百万円

※11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
2,518百万円	2,454百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
国債等債券売却益	237百万円	225百万円

※2 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
株式等売却益	629百万円	2,387百万円

※3 その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
国債等債券償還損	382百万円	320百万円

※4 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
給料・手当	5,914百万円	5,828百万円
退職給付費用	461百万円	284百万円

※5 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
貸倒引当金繰入額	194百万円	3,837百万円

※6 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落等により、以下の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 2か所	土地・建物・動産	18百万円
稼働資産	宮城県内	営業店舗 1か所	建物・動産	31百万円
稼働資産	青森県内	営業店舗 1か所	建物・動産	17百万円
合計				67百万円
			(うち土地)	4百万円)
			(うち建物)	61百万円)
			(うち動産)	1百万円)

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 5か所	土地・建物・動産	20百万円
稼働資産	秋田県内	営業店舗 1か所	建物	0百万円
遊休資産	岩手県内	遊休土地 1か所	土地	0百万円
合計				21百万円
				(うち土地 5百万円)
				(うち建物 12百万円)
				(うち動産 3百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、連結子会社は各社をそれぞれ1つのグループとしております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自2017年4月1日 至2017年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,497	—	—	18,497	
合計	18,497	—	—	18,497	
自己株式					
普通株式	622	0	30	592	(注) 1、2
合計	622	0	30	592	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、連結子会社の保有する親会社株式の売却及び単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間		
				増加	減少	
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			203
合計			—			203

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月22日 定時株主総会	普通株式	626	35	2017年3月31日	2017年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年11月10日 取締役会	普通株式	626	利益剰余金	35	2017年9月30日	2017年12月8日

当中間連結会計期間(自2018年4月1日 至2018年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,497	—	—	18,497	
合計	18,497	—	—	18,497	
自己株式					
普通株式	591	0	9	582	(注) 1、2
合計	591	0	9	582	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間		
				増加	減少	
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—			208
合計			—			208

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	626	35	2018年3月31日	2018年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	627	利益剰余金	35	2018年9月30日	2018年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
現金預け金勘定	75,674百万円	64,682百万円
普通預け金	△269百万円	△371百万円
その他	△118百万円	△641百万円
現金及び現金同等物	75,287百万円	63,670百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

a. 有形固定資産

該当ありません。

b. 無形固定資産

主として、営業店システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

a. 有形固定資産

主として、営業店システムの事務機器であります。

b. 無形固定資産

主として、営業店システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
(貸主側)		
1年内	41	38
1年超	298	280
合計	340	318

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

前連結会計年度（2018年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	408,997	408,997	—
(2) コールローン及び買入手形	—	—	—
(3) 買入金銭債権	4,004	4,023	18
(4) 金銭の信託	7,982	7,982	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	34,685	38,926	4,240
その他有価証券	1,255,758	1,255,758	—
(6) 貸出金	1,752,658		
貸倒引当金（*1）	△8,900		
	1,743,757	1,747,582	3,824
資産計	3,455,185	3,463,269	8,083
(1) 預金	3,076,774	3,076,905	131
(2) 譲渡性預金	203,346	203,345	△0
(3) コールマネー及び売渡手形	2,337	2,337	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	4,133	4,133	—
(5) 借入金	13,602	13,602	0
(6) 新株予約権付社債	10,624	10,618	△5
負債計	3,310,818	3,310,944	126
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	182	182	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,825)	(8,199)	(3,374)
デリバティブ取引計	(4,643)	(8,017)	(3,374)

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引及び特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（2018年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	64,682	64,682	—
(2) コールローン及び買入手形	80,000	80,000	—
(3) 買入金銭債権	5,410	5,424	14
(4) 金銭の信託	12,993	12,993	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	107,560	111,318	3,758
その他有価証券	1,234,333	1,234,333	—
(6) 貸出金	1,762,007		
貸倒引当金（*1）	△11,968		
	1,750,039	1,752,111	2,072
資産計	3,255,020	3,260,865	5,844
(1) 預金	2,906,325	2,906,426	101
(2) 譲渡性預金	112,719	112,719	0
(3) コールマネー及び売渡手形	80,000	80,000	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	4,384	4,384	—
(5) 借入金	11,912	11,913	0
(6) 新株予約権付社債	—	—	—
負債計	3,115,342	3,115,443	101
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(482)	(482)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,137)	(7,131)	(2,994)
デリバティブ取引計	(4,619)	(7,614)	(2,994)

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引及び特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び約定期間が短期間（1年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、発行期間が1年以内の信託受益権ならびにクレジット買入金銭債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入金銭債権のうち発行期間が1年超のものについては、業者による評価とし、証券会社、銀行等の店頭において成立する価格（気配値を含む）を時価としております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、割引現在価値とし、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(5) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(6) 新株予約権付社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)買入金銭債権、及び(5)その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
① 非上場株式(*1)(*2)	1,212	1,212
② 組合出資金等(*3)	7,150	8,399
③ 信託受益権(*4)	271	206
合 計	8,635	9,818

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることなどから時価開示の対象とはしておりません。

(*4) 信託受益権のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2018年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	31,955	36,194	4,238
	短期社債	—	—	—
	社債	605	607	2
	その他	761	780	18
	小計	33,322	37,582	4,260
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	4,045	4,044	△1
	小計	4,045	4,044	△1
合計		37,367	41,626	4,259

当中間連結会計期間(2018年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	21,957	25,714	3,756
	短期社債	—	—	—
	社債	604	606	1
	その他	2,352	2,366	14
	小計	24,913	28,686	3,772
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	短期社債	84,998	84,998	—
	社債	—	—	—
	その他	1,675	1,675	—
	小計	86,673	86,673	—
合計		111,587	115,360	3,772

2 その他有価証券

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	49,120	21,272	27,847
	債券	806,401	778,688	27,713
	国債	274,755	265,219	9,536
	地方債	296,892	282,132	14,760
	社債	234,753	231,336	3,416
	その他	157,277	149,422	7,855
	小計	1,012,799	949,383	63,416
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	2,797	3,176	△378
	債券	121,064	121,392	△327
	国債	20,264	20,377	△112
	地方債	34,299	34,413	△113
	社債	66,500	66,601	△100
	その他	119,095	122,374	△3,279
	小計	242,958	246,943	△3,985
合計		1,255,758	1,196,326	59,431

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	50,735	20,663	30,071
	債券	697,539	674,830	22,709
	国債	218,496	210,957	7,539
	地方債	268,717	256,194	12,522
	社債	210,325	207,677	2,647
	その他	139,178	131,298	7,880
	小計	887,453	826,791	60,661
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,811	3,247	△436
	債券	196,990	198,005	△1,014
	国債	40,899	41,282	△383
	地方債	68,801	69,219	△418
	社債	87,289	87,502	△213
	その他	147,077	150,728	△3,650
	小計	346,879	351,981	△5,101
合計		1,234,333	1,178,773	55,559

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、（1）個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、（2）個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合があります。

(1) 株式

- ① 時価が中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
- ③ 中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(2) 投資信託

- ① 時価が中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(3) 債券及び信託受益権

取得時に比べて取得格付けが2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

	金額(百万円)
評価差額	59,432
その他有価証券（注）	59,432
(△)繰延税金負債	17,736
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	41,696
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	41,696

(注) 時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券にかかる評価差額等（益）1百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

	金額(百万円)
評価差額	55,560
その他有価証券（注）	55,560
(△)繰延税金負債	16,589
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	38,970
(△)非支配株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	38,970

(注) 時価を把握することが極めて困難な有価証券に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券にかかる評価差額等（益）0百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ 為替予約	—	—	—	—
	売建	14,529	—	196	196
	買建	384	—	△14	△14
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合 計		—	—	182	182

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ 為替予約	—	—	—	—
	売建	27,174	—	△474	△474
	買建	262	—	△1	△1
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合 計		—	—	△476	△476

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ	—	—	—	—
	売建	1,000	1,000	△5	△5
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△5	△5

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引先の金融機関等から提示された価格により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

(7) その他

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	地震デリバティブ	—	—	—	—
	売建	705	—	△10	—
	買建	705	—	10	—
合 計		—	—	—	—

(注) 時価の算定

上記取引については公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるため、取得価額をもって時価と

しております。

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	地震デリバティブ				
	売建	1,065	—	△14	—
	買建	1,065	—	14	—
	合計	—	—	—	—

(注) 時価の算定

上記取引については公正な評価額を算定することが極めて困難と認められるため、取得価額をもって時価としております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2018年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	その他有価証券 (債券)	40,914	40,914	△4,825
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	貸出金、満期保有 目的の債券	22,430	22,430	△3,374
	合計	—	—	—	△8,199

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当中間連結会計期間（2018年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	その他有価証券 (債券)	40,429	40,429	△4,137
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ				
	受取変動・支払固定	貸出金、満期保有 目的の債券	22,382	22,382	△2,994
	合計	—	—	—	△7,131

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、繰延ヘッジによっております。

- 2 時価の算定
割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引
該当事項はありません。

(3) 株式関連取引
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
営業経費	46百万円	45百万円

2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

	2017年 スtock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 11,100株
付与日	2017年7月26日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2017年7月27日から2047年7月26日まで
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	4,178円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

	2018年 スtock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 10,200株
付与日	2018年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2018年7月26日から2048年7月25日まで
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	4,439円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

- 1 資産除去債務のうち中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上しているもの
資産除去債務のうち中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上しているものについては重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- 2 賃貸借店舗の原状回復義務に関する資産除去債務の未計上について
当行グループでは、賃貸借店舗等について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産は継続して営業することを前提としており、一部を除き、使用期間が明確ではありません。従いまして、資産除去債務を合理的に見積もることができない賃借資産については、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検証を行う対象となっているものであります。

当行グループは、国内において銀行業務を中心とした金融サービスに係る事業活動を展開しております。従いまして、当行グループは金融サービス別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、為替業務等を行っております。

「リース業」は、リース業務、電算機処理受託業務等を行っております。

なお、当行グループは、従来、報告セグメントが「銀行業」のみであったため、セグメント情報の記載を省略しておりましたが、「リース業」について量的な重要性が増したため、当中間連結会計期間より報告セグメントを「銀行業」及び「リース業」に変更しております。この変更に伴い、前中間連結会計期間のセグメント情報は、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益であります。

セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	20,584	1,969	22,553	562	23,116	△56	23,059
セグメント間の内部経常収益	33	259	292	192	485	△485	—
計	20,618	2,228	22,846	755	23,601	△542	23,059
セグメント利益又は損失(△)	4,021	△70	3,951	130	4,081	△12	4,068
セグメント資産	3,345,618	11,137	3,356,756	9,970	3,366,726	△18,330	3,348,396
セグメント負債	3,147,498	6,801	3,154,300	4,644	3,158,944	△13,196	3,145,748
その他の項目							
減価償却費	1,033	21	1,055	0	1,056	△1	1,054
資金運用収益	15,704	1	15,705	30	15,736	△21	15,714
資金調達費用	639	14	653	0	654	△13	641
税金費用	1,167	39	1,207	79	1,286	△24	1,262
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,044	36	1,080	—	1,080	2	1,083

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務、信用保証業務を含んでおります。

3. 調整額は次のとおりであります。

(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額は、貸倒引当金繰入額等の調整であります。

(2) セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去等及び退職給付に係る資産の調整額であります。

- (4) セグメント負債の調整額は、セグメント間取引消去等及び退職給付に係る負債の調整額であります。
4. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	22,625	1,978	24,604	548	25,153	△0	25,153
セグメント間の内部経常収益	260	167	427	201	628	△628	—
計	22,885	2,146	25,032	749	25,782	△628	25,153
セグメント利益又は損失(△)	3,342	△243	3,099	144	3,244	△233	3,011
セグメント資産	3,356,505	11,486	3,367,992	9,811	3,377,803	△18,916	3,358,887
セグメント負債	3,158,085	7,539	3,165,625	4,356	3,169,982	△14,071	3,155,910
その他の項目							
減価償却費	920	26	947	0	948	—	948
資金運用収益	16,093	0	16,093	28	16,121	△247	15,874
資金調達費用	652	15	667	0	668	△15	653
税金費用	582	54	637	73	711	—	711
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	639	—	639	—	639	7	647

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業務、信用保証業務を含んでおります。
3. 調整額は次のとおりであります。
(1) 外部顧客に対する経常収益の調整額は、貸倒引当金繰入額等の調整であります。
(2) セグメント利益又は損失の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
(3) セグメント資産の調整額は、セグメント間取引消去等及び退職給付に係る資産の調整額であります。
(4) セグメント負債の調整額は、セグメント間取引消去等及び退職給付に係る負債の調整額であります。
(5) 資金運用収益の調整額は、セグメント間取引消去等であります。
4. セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	8,907	7,655	6,496	23,059

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	8,799	9,653	6,699	25,153

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	67	—	67	—	67

当中間連結会計期間（自 2018年4月1日 至 2018年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	21	—	21	—	21

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
1株当たり純資産額		11,346円27銭	11,317円98銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2018年3月31日)	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	203,378	202,976
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	203	208
(うち新株予約権)	百万円	203	208
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	203,174	202,768
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	17,906	17,915

2 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	153.70	127.65
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,748	2,286
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,748	2,286
普通株式の期中平均株式数	千株	17,879	17,911
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	137.89	118.93
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	2,050	1,312
うち新株予約権	千株	39	45
うち転換社債型新株予約権付社債	千株	2,010	1,266

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
資産の部		
現金預け金	408,958	64,614
コールローン	—	80,000
買入金銭債権	4,276	5,617
金銭の信託	7,982	12,993
有価証券	※1, ※2, ※8, ※10 1,301,577	※1, ※2, ※8, ※10 1,354,138
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,755,954	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,765,685
外国為替	※7 2,497	※7 2,987
その他資産	47,700	47,513
その他の資産	※8 47,700	※8 47,513
有形固定資産	16,719	16,587
無形固定資産	1,213	1,024
前払年金費用	6,233	6,231
支払承諾見返	7,263	7,944
貸倒引当金	△5,830	△8,831
資産の部合計	3,554,548	3,356,507
負債の部		
預金	※8 3,080,151	※8 2,909,708
譲渡性預金	208,996	118,169
コールマネー	2,337	80,000
債券貸借取引受入担保金	※8 4,133	※8 4,384
借入金	※8 13,217	※8 11,697
外国為替	7	0
新株予約権付社債	10,624	—
その他負債	15,819	14,342
未払法人税等	1,899	878
リース債務	787	520
資産除去債務	176	111
その他の負債	12,956	12,832
役員賞与引当金	25	12
退職給付引当金	1,630	1,722
睡眠預金払戻損失引当金	450	443
偶発損失引当金	226	219
繰延税金負債	11,258	9,631
支払承諾	7,263	7,944
負債の部合計	3,356,142	3,158,278

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
純資産の部		
資本金	12,089	12,089
資本剰余金	4,811	4,811
資本準備金	4,811	4,811
利益剰余金	146,038	148,150
利益準備金	7,278	7,278
その他利益剰余金	138,760	140,872
固定資産圧縮積立金	967	967
別途積立金	128,080	133,080
繰越利益剰余金	9,713	6,825
自己株式	△2,988	△2,943
株主資本合計	159,951	162,107
その他有価証券評価差額金	41,609	38,792
繰延ヘッジ損益	△3,358	△2,879
評価・換算差額等合計	38,250	35,913
新株予約権	203	208
純資産の部合計	198,405	198,229
負債及び純資産の部合計	3,554,548	3,356,507

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2017年 4月 1日 至 2017年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 2018年 4月 1日 至 2018年 9月 30日)
経常収益	20,617	22,886
資金運用収益	15,704	16,093
(うち貸出金利息)	8,891	8,788
(うち有価証券利息配当金)	6,794	7,271
役務取引等収益	3,476	3,745
その他業務収益	※1 262	※1 226
その他経常収益	※2 1,173	※2 2,820
経常費用	16,596	19,545
資金調達費用	639	652
(うち預金利息)	278	254
役務取引等費用	1,737	1,797
その他業務費用	※3 425	※3 496
営業経費	※4 13,625	※4 13,085
その他経常費用	※5 168	※5 3,513
経常利益	4,020	3,341
特別利益	47	19
特別損失	109	32
税引前中間純利益	3,958	3,327
法人税、住民税及び事業税	1,277	1,224
法人税等調整額	△110	△642
法人税等合計	1,166	582
中間純利益	2,792	2,745

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	12,089	4,811	4,811	7,278	989	124,080	9,469	141,817
当中間期変動額								
剰余金の配当							△626	△626
別途積立金の積立						4,000	△4,000	—
中間純利益							2,792	2,792
自己株式の取得								
自己株式の処分							△0	△0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	4,000	△1,834	2,165
当中間期末残高	12,089	4,811	4,811	7,278	989	128,080	7,634	143,982

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2,986	155,732	41,389	△3,355	38,034	156	193,923
当中間期変動額							
剰余金の配当		△626					△626
別途積立金の積立		—					—
中間純利益		2,792					2,792
自己株式の取得	△1	△1					△1
自己株式の処分	0	0					0
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）			1,811	△14	1,797	46	1,843
当中間期変動額合計	△0	2,164	1,811	△14	1,797	46	4,008
当中間期末残高	△2,987	157,896	43,201	△3,369	39,831	203	197,931

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	12,089	4,811	4,811	7,278	967	128,080	9,713	146,038
当中間期変動額								
剰余金の配当							△626	△626
別途積立金の積立						5,000	△5,000	—
中間純利益							2,745	2,745
自己株式の取得								
自己株式の処分							△6	△6
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	5,000	△2,888	2,111
当中間期末残高	12,089	4,811	4,811	7,278	967	133,080	6,825	148,150

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2,988	159,951	41,609	△3,358	38,250	203	198,405
当中間期変動額							
剰余金の配当		△626					△626
別途積立金の積立		—					—
中間純利益		2,745					2,745
自己株式の取得	△2	△2					△2
自己株式の処分	47	40					40
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			△2,816	479	△2,337	5	△2,332
当中間期変動額合計	44	2,156	△2,816	479	△2,337	5	△175
当中間期末残高	△2,943	162,107	38,792	△2,879	35,913	208	198,229

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式等及び関連会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～30年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2012年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(3) 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る法人税等の額及び法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
株式	3,870百万円	3,870百万円
出資金	916百万円	925百万円

※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
87,000百万円	84,100百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
破綻先債権額	731百万円	3,437百万円
延滞債権額	28,761百万円	25,050百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	24百万円	19百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
貸出条件緩和債権額	7,693百万円	8,608百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
合計額	37,211百万円	37,116百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
4,781百万円	3,265百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	102,352百万円	102,266百万円
その他の資産	70百万円	70百万円
計	102,423百万円	102,337百万円
担保資産に対応する債務		
預金	42,481百万円	4,776百万円
債券貸借取引受入担保金	4,133百万円	4,384百万円
借入金	13,162百万円	11,652百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
有価証券	1,505百万円	—百万円
その他の資産	34,224百万円	35,003百万円

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
金融商品等差入担保金	8,370百万円	7,460百万円
保証金	86百万円	89百万円
敷金	168百万円	142百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
融資未実行残高	698,415百万円	705,207百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	663,742百万円	670,764百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
	2,518百万円	2,454百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他業務収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
国債等債券売却益	237百万円	225百万円

※2 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
株式等売却益	628百万円	2,387百万円
貸倒引当金戻入益	53百万円	一百万円

※3 その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
国債等債券償還損	382百万円	320百万円

※4 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
有形固定資産	650百万円	671百万円
無形固定資産	382百万円	248百万円

※5 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)	当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
貸倒引当金繰入額	一百万円	3,386百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2018年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式及び出資金	—	—	—
関連会社株式及び出資金	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間 (2018年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式及び出資金	—	—	—
関連会社株式及び出資金	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表 (貸借対照表) 計上額

(単位: 百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当中間会計期間 (2018年9月30日)
子会社株式及び出資金	3,900	3,925
関連会社株式及び出資金	886	870
合計	4,787	4,796

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2018年11月9日開催の取締役会において、第137期の中間配当について次のとおり決議しました。

中間配当金額	627百万円
1株当たりの中間配当金	35円

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年11月22日

株式会社岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 草野和彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋秀和 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成島 徹 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社岩手銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社の2018年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年11月22日

株式会社岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 草野和彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋秀和 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成島 徹 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社岩手銀行の2018年4月1日から2019年3月31日までの第137期事業年度の中間会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社岩手銀行の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年11月22日
【会社名】	株式会社岩手銀行
【英訳名】	The Bank of Iwate, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 田口 幸雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社岩手銀行東京営業部 (東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取田口幸雄は、当行の第137期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。